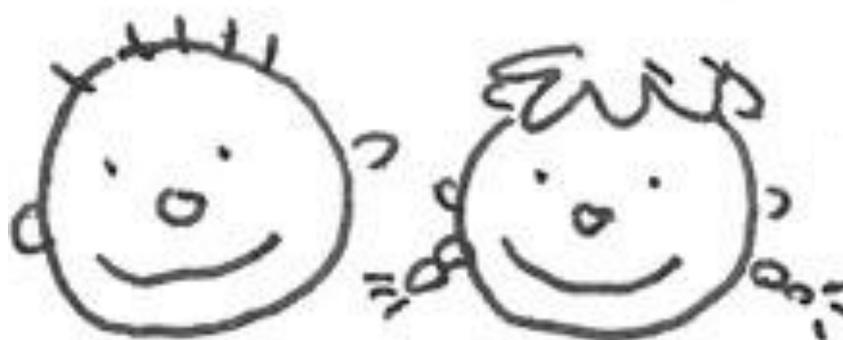


2020年度総会資料



特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

目 次

ページ

I	2019年度（平成31年度）の基本方針に沿って	1
II	経過報告・運営	3
III	2019年度（平成31年度）事業実施報告 事業実施報告	4
IV	2019年度（平成31年度）決算報告 活動計算書 貸借対照表 財産目録 監査報告書	15 16 17 18
V	2020年度（令和2年度） 基本方針・事業計画 2020年度（令和2年度） 基本方針 2020年度（令和2年度） 事業計画 2020年度（令和2年度） 活動予算書 2020年度（令和2年度） 役員	19 23 24
<再録資料>		
	設立趣旨書	i
	定 款	ii

2019年度（平成31年度）基本方針に沿って

子どもの権利条約第3条にある「子どもの最善の利益」及び31条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「子どもの文化」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体とのネットワークを広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) 地域に根差した活動を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。
- 4) 国連の2030年までの目標である“誰一人取り残さない社会”の実現のための「継続可能な開発目標（SDGs※）」について考える機会を持ちます。※SDGs：Sustainable Development Goals. 2015年9月に国連サミットで採択された国際的な行動数値目標。

【総括】

NPO法人みやざき子ども文化センターは、たくさんの方々のご支援により19年もの間活動を続けてくることができました。子どもたちのたくさんの笑顔や成長を見ることができたことが継続の大きな力になりました。受託事業や助成事業、指定管理事業、自主事業などを通して様々な方との出会いや、ご協力をいただきました。皆様のご支援、ご協力に重ねて厚く御礼を申し上げます。

当団体のミッションである「子どもの文化芸術」が子どもの成長にとってどのような価値があるのか、数値で表せないもどかしさの中で、自分自身を表現する手立てとして必ずどこかで力になると信じてきました。キッズ・アート・アカデミーとして、乳幼児を持つ親子のためのコンサート、子どもアート大作戦段ボールでの家づくり、子ども劇団空風スマイルシアターの演劇ワークショップ、コンテンポラリーダンスのキッズ☆スター、アートドラムズ×ひなたの和太鼓など継続してワークショップを重ね、年に1回の発表会も大勢の観客を迎えることができました。

積み重ねてきたたくさんの体験を通して人と出会い、感動することが意欲につながり、教科の勉強にも成果が出てくることと思います。これからもすぐに結果の見えない文化芸術の価値をどのように伝えていくのか考えていきたいと思っています。

今年度は会員の皆様からの会費、企業からの寄付（Jトラストカード株式会社様、株式会社日高本店様、宮崎オーシャンライオンズクラブ様）もあり、宮崎大学医学部附属病院小児科病棟に入院している子どもたちへの音楽会などの支援や、乳幼児を持つ親子に向けた音楽会、体験活動を行うことができました。

受託事業だけでなく、寄付や会費をお願いすることにより、子育て中の保護者や子どもたちに関心を向け、行政のできないことを細やかに取り組んでいくことが大事なことと思います。

令和元年6月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月から施行されます。厚生労働省では、体罰禁止に関する考え方を普及し、社会全体で「体罰等によらない子育て」について考えていくことが明記されました。これまでしつけのための暴力ということで見逃されてきたことが「たたかない」子育てに変わりました。職員の研修や講師派遣事業などを通して、啓発の推進が必要になると考えています。

また里親普及促進センターの事業に取り組み始めて4年、子どもたちが親元を離れなければならない状況や虐待の状況、育児に困難な家庭を知ることになり、この事業を通して様々な支援者につながり、子どもたちにとっての安全な居場所について連携の必要性を感じています。

年度末になり新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校の休校や事業の縮小など予想もしないことが起きています。次年度に向けて事業の推進に見通しがつかないことや、学校の休校が長期になり、子どもたちが虐待に遭うことへのリスク、ゲーム依存、ストレスから暴れる子どもの報告があり、心や体の発達について心配なことが起きています。子ども食堂を通して困窮家庭への食材の支援など、これまでにない要請もあります。

設立20周年に向けて、ステップアップの年として新しいみやざき子ども文化センターにと位置付けていた年だけに、この時をどう迎え、進めるのかを知恵を出し合い、考えていくことが大事であると思っています。

事業の見直しや広報の出し方、ホームページの充実、子どもの育ちに関心を持つ方々との懇談会等を通して、新しいみやざき子ども文化センターの姿を作っていきたいと思っています。

II 経過報告・運営

1. 経過報告

平成12年	3月29日	NPO法人設立準備室発足会議	7回
平成12年	6月24日	NPO法人みやざき子ども文化センター設立総会	
平成12年	6月30日	特定非営利活動法人の申請	
平成12年	9月11日	認証	
平成12年	9月25日	登記完了	特定非営利活動法人となる
平成12年	12月1日	橘通りに事務所開設	
平成13年	6月25日	平成13年度通常総会	
平成14年	5月27日	平成14年度通常総会	
平成15年	5月26日	平成15年度通常総会	
平成16年	4月26日	平成16年度通常総会	
平成17年	5月31日	平成17年度通常総会	
平成18年	5月27日	平成18年度通常総会	
平成19年	6月2日	平成19年度通常総会	
平成20年	5月30日	平成20年度通常総会	
平成21年	5月26日	平成21年度通常総会	
平成22年	5月28日	平成22年度通常総会	
平成23年	5月23日	平成23年度通常総会	
平成24年	5月28日	平成24年度通常総会	
平成25年	5月27日	平成25年度通常総会	
平成26年	5月30日	平成26年度通常総会	
平成27年	5月29日	平成27年度通常総会	
平成28年	5月30日	平成28年度通常総会	
平成29年	5月26日	平成29年度通常総会	
平成30年	5月25日	平成30年度通常総会	
2019年	5月24日	2019年度通常総会	
2020年	5月26日	2020年度通常総会	

2. 運営に関する事項

i 第1回理事会

日時 2020年5月26日(火) 13:30~14:30

場所 オープンガーデンNIIINA

出席 理事 3名 書面表決 6名

- 議事内容
- ・2019年度事業報告・決算報告
 - ・2020年度基本方針・事業計画・収支計画
 - ・2020年度収支予算
 - ・役員改選について

ii 2020年度通常総会

日時 2020年5月26日(火) 14:30~15:30

場所 オープンガーデンNIIINA

出席 正会員 3名 書面表決 7名 委任 4名

- 議事内容
- ・2019年度事業報告・決算報告
 - ・2020年度基本方針・事業計画・収支計画
 - ・役員改選について

Ⅲ 2019年度（平成31年度）事業実施報告

1. 基本方針

子どもの権利条約第3条にある「子どもの最善の利益」及び31条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「子どもの文化」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体とのネットワークを広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) 地域に根差した活動を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。
- 4) 国連の2030年までの目標である“誰一人取り残さない社会”の実現のための「継続可能な開発目標（SDGs※）」について考える機会を持ちます。※SDGs：Sustainable Development Goals. 2015年9月に国連サミットで採択された国際的な行動数値目標。

事業実施に関する事項

《 参照 》 【特定非営利活動に関わる事業】 定款第5条

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業
- (5) 子育てに関する支援事業
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

2. 事業実施

実施期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日

- 2-1. 指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業を「子どもの育ちや子育て支援」、「子どもの文化芸術の振興」などを重点に地域と協働しながら居場所づくりや体験事業の充実を図る。

【指定管理事業】

宮崎市田野児童センター・宮崎市きよたけ児童文化センター・みやざきアートセンターの指定管理者として行政と協働しながら地域との連携も視野に入れ充実した事業内容にする。

0歳から18歳までの子どもの安全な居場所づくりや体験活動の充実を図る。

□宮崎市「**田野児童センター管理運営（宮崎市田野地域子育て支援センター運営含む）**」

実施日：月曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）※

登録人数：227名

来館者数：26,041名

イベント実施回数：171回 参加者数：3,679名

TANO寺子屋事業（主催：田野まちづくり協議会、TANO寺子屋チーム）など実施

協力：宮崎大学教育学部・宮崎国際大学・宮崎医療管理専門学校・田野まちづくり協議会

広報：TANOにここ通信（12回）月731部発行

＜宮崎市**田野地域子育て支援センター運営**＞

実施日：火曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）※

来館者数：3,105名

イベント実施回数：64回 参加者数：906名

広報：田野しい子育て通信（12回）月500部発行

□「**宮崎市きよたけ児童文化センター管理運営**」

実施日：火曜日～日曜日（月曜日ただし祝日の場合翌日、年末年始休館）※

図書貸し出し数：13,300冊

イベント実施回数：271回 参加者数：9,318名

来館者数：36,894名

内容：こわ〜いお話し会、おいでおいで子どもフェスタ及びワークショップなど実施

広報：すずしろ（11回）月5,000部発行

□「**みやざきアートセンター管理運営**」（NPO法人宮崎文化本舗との共同体 **みやざき文化村**）

実施日：月曜日～日曜日（年末年始を除く）※

事業内容：・金魚絵師深堀隆介展平成しんちう（行商編）

- ・誕生30周年記念 ウォーリーを探せ！展
- ・10周年だヨ！からくりアートセンター
- ・名探偵コナン科学捜査展～真実の推理
- ・第44回宮崎市美術展
- ・平成31年度花緑のボランティア人材育成・啓発事業
- ・第9回みやにち夢ひろがる小品展
- ・第51回宮日ジュニア展 等

入場者数：206,249名

※3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、臨時休館有。

【受託事業】

国、宮崎県、宮崎市、財団等からの委託や補助事業について、協働しながらより良い事業の推進を図る。

□宮崎市「**児童クラブ運営業務**」

実施日：月曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）

【江平児童クラブ（2クラブ）、江平第二児童クラブ、コペルキッズ児童クラブ】

登録者：74名（江平児童クラブ）、42名（江平第二児童クラブ）

34名（コペルキッズ児童クラブ）

利用者数：延べ27,278名

イベント実施回数：137回（江平児童クラブ）、101回（江平第二児童クラブ）

37回（コペルキッズ児童クラブ）

【田野児童クラブ】

登録者：28名

利用者数：延べ3,903名

イベント実施回数：244回

□宮崎市「生き生き地域子育て活動応援事業 in 田野児童センター業務」

地域の高齢者などの知恵や経験を織り込んだ講座や世代間交流等を開催し、「地域と子育て家庭の連携推進」や「元気な高齢者が活躍できる場の創出」等を図ることにより、子どもを地域社会全体で育て支える仕組みづくりを促進していく。

- ①令和元年5月25日(土) TANO こどもまつり 参加者数：187名
②令和元年12月14日(土) クリスマス会 参加者数：103名
③令和2年1月20日(月) 田野の自然を学ぼう！ 参加者数：28名

□宮崎市「平成31年度ふるさと文化学習支援事業」

芸術文化に秀で、個性豊かな人生経験を有する講師の指導の下、体験学習や心の交流を通して、児童生徒の「豊かな表現力」「主体性」「郷土愛」を醸成することにより、児童生徒の無限の可能性を引き出すことを目的とする。

実施回数：134回 実施単位数：254単位
実施小学校数：25校 実施中学校数：6校 参加児童・生徒数：3,884名

□「宮崎市小中学校芸術鑑賞派遣事業」

児童生徒のところに生の音楽や、演劇を届けることにより非日常の世界をつくり、仲間と一緒に共感しあう場をつくる。

実施校：18校(20ステージ) 小学校6校・中学校10校・支援学校2校
公演団体：10団体 参加者数：6,824名

□宮崎市「平成31年度夢創り人活性化事業」

生涯学習ボランティア(夢創り人)を活用し、ともに学習することにより、市民の意欲の向上・学習機会の充実を図る。

登録者数：131名(個人)・35団体 実施回数：176回 参加者数：5,653名
実施団体：学校(小・中・高)、PTA家庭教育学級、子ども会、児童館・児童クラブ、育児サークル、幼稚園、保育園、デイサービス等高齢者関連施設、病院、企業、自治会等

□「宮崎市子どもアート創作展開催業務」

アーティストと共に作品を制作するワークショップを開催することで、子どもたちが日常生活及びその延長線上で身近で気軽に文化芸術を鑑賞、体験できる機会を提供するとともに、次代の担い手の育成をはかる。

子どもアートフェスティバル プレイメント「オシャレイワ～青島 Ver.～」

日時：令和元年9月14日(土)～15日(日)

場所：青島南参道広場

参加アーティスト：椎俊一、原井静香、酒井美由紀、松下太紀、後藤麻夫

参加者数：延べ315名

子どもアートフェスティバル -オシャレイワ OSHAREIWA-

日時：令和元年10月20日(日)

場所：宮崎科学技術館 多目的ホール

参加アーティスト：椎俊一、後藤麻夫、酒井美由紀、樺島優子、大野匠、原井静香、

宮崎県立佐土原高校産業デザイン科の生徒(4名)

参加者数：521名

□宮崎県「令和元年度ファミリー・サポート・センターのアドバイザー資質向上及び広報事業実施業務」

宮崎県内のファミリー・サポート・センター事業を円滑にするため、ファミリー・サポート・センター・アドバイザーの資質向上及び市町村担当者等を対象とした研修を実施する。情報交換（交流）、防災、リスクマネジメント、コミュニケーションスキルアップ研修など行い子育て家庭への対応など学ぶ。

①市町村職員及びアドバイザー全体研修会

日 時：令和元年10月25日（金） 場 所：宮崎県総合博物館 研修室1
内 容：「幼児教育・保育の無償化」、「子どもとのコミュニケーションを楽しみませんか」
「ファミリー・サポート・センター事業における自動車事故防止等について」

参加者数：21名

②全体研修会及びアドバイザー等研修会

日 時：令和2年2月14日（金） 場 所：宮崎市男女共同参画センターパレット 視聴覚室
内 容：「子どもたちの今、保護者の状況～様々な支援機関との連携～」
「子どもや保護者へのアプローチ～遊びやおもちゃを通して～」

参加者数：25名

③地域住民に対するファミリー・サポート・センター周知広報

冊子配布数：15,000部

配布先：宮崎県内市町村担当課、保育所、幼稚園、認定こども園、児童クラブ、児童館、子育て支援センター等

□「宮崎県医師会女性医師保育支援サービスモデル事業実施業務」

子育て中の女性医師等の一時的な子どもの預かり、保育サポート支援。

- ・サポート会員養成講座実施
- ・サポート会員のシフト制による援助体制の充実

利用実績数：435件（通常預り424件、病後児預り11件） 預かり人数：延べ519名

利用会員数：59名 サポート会員数：30名

□「宮崎県里親普及促進センター運営業務」

里親普及促進センターの運営を通じて、社会的養護が必要な児童の養育について、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、里親のリクルート、研修、マッチング及び里親家庭での養育への支援に至るまでの一貫した里親支援を総合的に実施する。

①里親制度等普及促進事業

- ・相談窓口 相談件数：100件（来所70件、電話22件、キャンペーン3件、説明会3件、メール2件）
- ・里親制度普及啓発講演会
日 時：令和2年1月25日（土） 場 所：JA・AZMホール別館 202研修室
テ ー マ：子どもたちに“笑顔”を 子どもたちから“笑顔”を
～子どもの心の育ちを支えるコミュニティ～ 参加者数：82名
- ・里親制度説明会 3回 参加者数：30名 ・出前講座 3回 参加者数：84名
- ・里親研修実施

受講者数：29世帯48名（基礎研修）、17世帯24名（登録前研修）、21名（更新研修）

②里親資質向上事業

- ・里親スキルアップ研修 2回 受講者数：87名

③里親支援業務コーディネーター業務

- ・地区別実務者会議 15回（中央：5回 県南：5回 県北：5回）
- ・全体実務者会議 2回
- ・実務者スキルアップ研修 1回 受講者数：13名

④里親相談支援・交流促進事業

- ・訪問支援等対応件数 80件 [事後調査：27件、相談支援：7件、新規フォローアップ：9件、
未委託訪問：34件、アフターケア：2件、マッチング：1件]
- ・ひなたサロン開催

日 時：令和2年2月16日（日） 場 所：宮崎市男女共同参画センターパレット 視聴覚室
参加者数：25名

□「宮崎県保育士支援センター運営体制整備事業業務」

保育の仕事がしたい方の登録、保育士等の採用をしたい施設の求人募集の受付を行い、働きたい方への採用情報の提供、就職に関する相談等を受け、保育所等への就職サポートを実施。

登録者数：463名（保育士223名、保育補助132名、学生108名）

登録施設数：179施設 求人施設数：45件 求人件数：60件 相談件数：158件

□「平成31年度宮崎市子ども食堂ネットワーク応援業務」

（NPO法人みやざきママパパhappyとの共同体 支え合いの地域づくりネットワーク）

「子ども食堂」の取り組みを市内に広げるため、利用相談や開設相談への対応のほか、子どもの支援を行う専門家や関係団体等とのネットワークの構築、また子ども食堂を入口とした子どもを適切な支援に繋ぐ支援体制を構築する。

①コーディネーター業務

対応件数：205件（開設相談88件、食材相談52件、運営相談44件、利用相談9件、その他12件）

その他実施件数：視察 44件、事業説明 44件（参加者：1,447名）、繋ぎ件数 6件、
企業との連携 5件、利用者実績 5件

②子ども食堂ネットワークの体制強化 子ども食堂登録団体：21団体

③宮崎市子ども食堂勉強会「子ども食堂の現状とこれから」開催

日 時：令和元年7月20日（土） 場 所：宮崎市民プラザ ギャラリー
講 師：湯浅誠（社会活動家／東京大学先端科学技術研究センター特任教授／全国子ども食堂支援センター・むすびえ理事長） 参加者数：110名

「子ども食堂（地域食堂）開設のためのセミナー」

日 時：令和2年1月22日（水） 場 所：宮崎市民プラザ 大会議室
参加者数：19名

④ひなたパントリー「もったいない」を「ありがとう」に！フードドライブ開催

日 時：令和元年7月8日（月）～12日（金） 場 所：宮崎市役所
食品数：811品（340kg） 参加者数：169名

〈新規〉□宮崎市「日露交歓コンサート開催業務」

国民文化祭、障害者芸術祭・文化祭のプレイベントとして、公益財団法人国際交流協会が毎年全国で開催している「日露交歓コンサート」を宮崎市で開催。

①スクールコンサート

日 時：令和元年9月6日（金） 場 所：宮崎県立赤江まつばら支援学校 参加者数：83名

②クリニック

日 時：令和元年9月6日（金） 場 所：宮崎市民文化ホール

講 師：オレグ・ポリリャンスキー（ピアノ） 受 講 生：2名 参加者数：50名

講 師：アストヒク・サルダリヤン（ヴァイオリン） 受 講 生：2名 参加者数：30名

③日露交歓コンサート2019

日 時：令和元年9月7日（土） 場 所：宮崎市民文化ホール 大ホール

出 演 者：アストヒク・サルダリヤン（ヴァイオリン）、マリーナ・ベルドニコワ（ドムラ）、
ニキータ・ゴヴォロフ（バラライカ）、レオニード・ボムステイン（テノール）、
ナターリヤ・スクリャーピナ（ソプラノ）、オレグ・ポリリャンスキー、
ミッシェル・ブルドンクル、ニコラス・ブルドンクル、伊東朔（ピアノ）

来場者数：1,061名

〈新規〉□宮崎県「第35回国民文化祭・みやざき2020 第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会 フォーカスプログラム（子どもと楽しむミュージック・デイ）実施運営計画書作成業務」

「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」フォーカス
プログラム（子どもと楽しむミュージック・デイ）の実施運営計画書（案）の作成。

- ・実施運営計画委員会（宮崎：3回実施／都城：3回実施） ・実施運営計画委員（宮崎：6名／都城：5名）
- ・実施運営計画（案）内容：30～40分間のクラシックやJAZZ、ポピュラー等の音楽コンサートを開催。
- ・実施場所／日時 宮崎市：令和2年10月25日（日）
宮崎大学医学部附属病院：令和2年10月30日（金）
都城市：令和2年11月1日（日）

【補助事業】

□宮崎県「令和元年度多様な子育て環境づくり支援事業」

トットとアートで未来をCREATE！～子育て交流空間「トット」～

アートの力で子ども・子育て世代が多様な人々となつなかりを持つ場所を作る。

実施場所：みやざき子ども文化センターEHILAIイベントスペース、若草HUTTE

実施回数：6回

来場者数：延べ204名（子ども100名・大人104名）

【助成事業】

□「子どもゆめ基金助成活動」独立行政法人 国立青少年教育振興機構

「キッズ・アート・アカデミー」として「演劇」や「ものづくり」などを通して子どもたちの文化芸術体験や、多様な人との出会いをつくり新しい自分を発見する。

キッズ・アート・アカデミー～こどもアート大作戦～「みて！みて！ぼくらのミュージアム」

実施期間：令和元年6月2日（日）～12月14日（土） 計8回

場 所：宮崎市きよたけ児童文化センター

講 師：守川美輪、松下太紀、ザ・キャビンカンパニー、上原英人

参加者数：延べ276名

キッズ・アート・アカデミー「演じる」～子ども劇団空風スマイルシアター～

実施期間：令和元年6月8日（土）～令和2年2月16日（日）（参加者15名） 練習：27回

劇団名：子ども劇団空風スマイルシアター

参加者数：延べ308名

発表公演：令和2年2月16日（日） 2回公演 場所：宮崎県企業局県電ホール

講師：永山智行、かみもと千春、伊藤海、濱砂崇浩、原口奈々、桂歌春、山下守之、飯干淳志

演目：「神鳴三兄弟」 作：原口奈々 演出：永山智行

来場者数：延べ240名

キッズ・アート・アカデミー「親子DEワークショップ」

実施期間：令和元年7月28日（日）～令和2年1月26日（日） 計4回

場所：みやざき子ども文化センターコペルキッズ、宮崎市生目の杜遊古館

講師：エトヤンヤンヤン、松下太紀、松竹昭彦、上口将生、中ムラサトコ

参加者数：延べ188名

キッズ・アート・アカデミー「映画を作ろう！ドキドキ俳優体験！」

実施期間：令和元年8月22日（木）～24日（土）

場所：宮崎市田野児童センター 講師：濱砂崇浩 映像撮影：伊達忍

映画タイトル：summer days

参加者数：18名

□「ホッとアートプレゼント」（宮崎オーシャンライオンズクラブ助成）

「長期入院の子どもを癒す芸術との出会い事業」

実施日：平成31年4月7日（金）～月1回 保護者のためのリンパマッサージ

令和元年10月31日（水）ハロウィンコンサート

外山友紀子（フルート）、古賀鈴子（ピアノ、ハープ）

後藤薫子（ヴァイオリン）

令和元年12月21日（金）クリスマスコンサート

日高慶子（ヴァイオリン）、日高亜美（ピアノ）

場所：宮崎大学医学部附属病院小児科病棟 多目的室

□「みやざき子育てサポート事業」（ふるさと愛の基金助成事業）

子育て家庭の保護者が残業や出張、冠婚葬祭、子どもが病気の時（病気回復期）などに子どもの送迎や一時的な預かりをするセンターの運営。

利用実績数：168件（通常預かり156件、病後児預かり12件）

利用会員数：159名 サポート会員数：94名

サポート会員養成講座実施

修了者数：11名

2-2. 課題解決のため自主事業を行いNPOとして使命を果たす。

【自主事業】

子どもたちが社会との接点を持ち、人との関わり合いの中で成長するために安全・安心な居場所をつくる。さらに子どもたちが素晴らしい文化・芸術に触れる機会を創り、より豊かな心を育む事を目的とする。

□「キッズ☆スター」（ダンス） 月2回

登録者数：17名

コンテンポラリーダンスを通して子どもたちの表現力を高める。

参加イベント：山形屋母の日イベント「Mother's day ダンスステージ」、透明体育館きらきら/国際こども・せいねん劇場「月に1回ダンスをみよう!」、まつりえれこっちゃんみやざき2019、夏

まつり 2019、放て空へ、未来へ平和の約束～大地の歌～、女性に対する暴力をなくす運動
パープルリボンキャンペーン、KID'S☆STAR 自主公演 VOL. 1、第2回パフォーミング・
アーツ・イベント「ごちそうアーツ in 宮崎」

□「アートドラムズXひなた」(和太鼓XART) 月2回 登録者数：14名

和太鼓の可能性を広げ、新しいアートを子どもたちが主人公となり発信する。

参加イベント：まつりえれこっちゃんみやざき 2019、山形屋夏祭り、田野町太鼓フェスティバル 2019、
MUSIC CAN MAKE YOU BELIEVE、第22回日本太鼓ジュニアコンクール(宮崎県大会)、
太鼓Energy2019、第2回パフォーミング・アーツ・イベント「ごちそうアーツ in 宮崎」

□「鑑賞教室事業」

宮崎県内の学校等での鑑賞教室実施の機会を提供する。

木城町立木城小学校 令和元年6月13日(木) VIOLIZM 参加者数：346名

川南町立国光原中学校 令和元年6月20日(木) 橘太鼓響座 参加者数：197名

宮崎市立広瀬中学校 令和元年12月24日(火) 劇団こふく劇場 参加者数：282名

□「ざぶん賞2019」(第18回)

ざぶん賞実行委員会に参加。

子どもの環境学習として「水」についての作文募集。 応募作品数：8,845作品

ざぶん特別賞 入賞作品「えがおになれる水」新納萌菜(宮崎市立本郷小学校2年生)

□「おもちゃ広場」(宮崎市きよたけ児童文化センターで実施)

未就学児を対象に親子で遊べる場を提供し育児支援を行う。

実施回数：43回 参加者数：679名

□「託児事業」

講演会、コンサート、サロン開催時等の子ども一時預かり事業。

申込み件数232件・キャンセル92件 実施回数：140回

□「赤ちゃんの駅」事業

小さな子どもを持つ保護者が安心して外出できる環境づくりのため、授乳やおむつ替えのスペースを提供
する施設として「赤ちゃんの駅」の設置推進を図る。

実施市町村：宮崎県下全26市町村 登録施設数：575件

□宮崎県教育委員会アシスト企業登録「職場体験の受け入れ」

中学生、高校生、専門学校生、大学生、社会人のための職場体験、インターンシップの受け入れ。

・宮崎市立大淀中学校	3名	・宮崎市立田野中学校	2名
・宮崎市立大宮中学校	3名	・宮崎市立清武中学校	1名
・宮崎市立大塚中学校	4名	・宮崎医療管理専門学校	7名
・大原簿記公務員専門学校 宮崎校	延べ6名	・宮崎市郡医師会 宮崎看護専門学校	13名
・南九州短期大学	延べ72名	・宮崎国際大学	1名
・宮崎大学 地域資源創成学部	2名	・パソコンスクールモノリス宮崎	1名
・宮崎県職員 宮崎自治学院	6名		

〈新規〉 □NPO法人みやざき子ども文化センター×NPO法人宮崎文化本舗設立20周年／姉妹都市27周年記念事業宮崎市バージニア・ビーチ姉妹都市交流事業「ビリーヴ」

宮崎市の姉妹都市アメリカ、バージニア州バージニアビーチ市の「ガバナーズ・スクール・フォー・アーツ」で音楽、歌、ダンスを専門に学んでいる学生たちの来日に合わせ、設立20周年を記念したコンサートを開催。

実施日：令和元年11月6日（水） 場 所：宮崎市民文化ホール 大ホール

出演者：ガバナーズ・スクール・フォー・アーツ（アメリカバージニア州）、アートドラムズ×ひなた、
宮崎日本大学高等学校・中学校吹奏楽部、ボニートボニート 来場者数：1,500名

2-3. 情報発信、情報収集の充実

- ・「ホームページ」 随時更新
- ・「ニュースリリース発行」 月1回 みやざき子ども文化センター発行
- ・「TANOにここにこ通信」 月1回 宮崎市田野児童センター発行
- ・「田野しい子育て通信」 月1回 宮崎市田野地域子育て支援センター発行
- ・「すずしろ」 月1回 宮崎市きよたけ児童文化センター発行

2-4. 地域との連携事業

□宮崎県「子育てネットワークみやざき」事務局

子育て支援団体による月1回の例会での情報交換他「子育て応援フェスティバル」「子育て講座」の開催。

「未来みやざき子育て応援フェスティバル実行委員会」事務局

「宮崎県多様な子育て環境づくり支援事業」事務局 参加団体数：25団体

□宮崎県「未来みやざき子育て応援フェスティバル実行委員会」事務局

安心して子どもを産み、育てることができ、子育てを楽しみ感じられる地域づくりを目的とし、子育て支援団体等のネットワークを中心に、子育て中の保護者や行政、支援者、企業などが一堂に会し情報の発信や、啓発、交流が出来るフェスティバルを開催する。

①説明会及び交流会

実施日：令和元年9月10日（火） 場 所：宮交シティ 紫陽花ホール 参加団体数：82団体

②「未来みやざき子育て応援フェスティバル2019」

日 時：令和元年11月9日（土）、10日（日） 入場者数：4,000名

場 所：宮交シティ（アポロの泉、ガリバー広場、紫陽花ホール）

出展団体及び協力団体：92団体（企業31、行政16、NPO法人9、職能団体1、市民活動団体25、
一般社団7、学校法人1、社会福祉法人2）

□宮崎県「平成31年度多様な子育て環境づくり支援事業」事務局

宮崎県内外での子育て支援の取り組みを学び、ネットワーク同士の意見及び情報の交換会や勉強会を開催しさらなるネットワークの拡大・強化を図る。

①勉強会「子どもの健やかな脳発達のために」

日 時：令和元年8月18日（日） 場 所：宮崎市民プラザ 大会議室

講 師：瀧靖之（東北大学スマート・エイジング学際重点研究センター副センター長/
東北大学加齢医学研究所教授）

参加者数：76名

②研修会兼交流会「誰一人取り残さない社会を目指して」

日 時：令和2年2月5日（水） 場 所：宮崎市総合福祉保健センター 研修室

講 師：井関大洋（内閣府子どもの貧困対策推進室参事官補佐） 参加者数：42名

□宮崎子育てネット「宮崎県子どもをまもる地域ネットワーク育成強化事業」事務局

「宮崎子育てネット」に登録している団体が講師となり、子どもの育ちに関心がある個人や要保護児童に関する機関（学校、幼稚園、保育所、医療機関、行政機関）に対する「虐待、子どもの育ち」について研修を実施する。（虐待防止講座）

実施期間：平成31年4月25日（木）～令和2年3月31日（火）

講 師：「宮崎子育てネット」登録団体 実施回数：33回

□宮崎県里親連合会「宮崎県里親連合会事務局業務」

宮崎県下の里親の連絡を図るとともに、里親精神の高揚に努め、里親制度の堅実なる普及発展を期することを目的とする。

①会報「里親」（10月：第78号、3月：第79号）の発行 発行部数：各400部

②大会及び研修会参加

県内：各地区（中央・県北・県南）里親制度普及促進大会、研修会（各地区年1回開催）

県外：九州地区里親研修大会（福岡県大会）、全国里親大会（仙台大会 ※台風の影響により中止）

③表彰：宮崎県里親連合会長表彰 表彰数：1世帯2名

④里親を求める運動月間

第4回全国一斉里親制度啓発 One Love キャンペーン

実施期間：令和元年10月1日（火）～10月31日（木）

内 容：里親制度に関する資料や支援機関のリーフレット、啓発グッズの配布。

□文化庁「文化芸術による子どもの育成事業（芸術家の派遣事業）」

NPO法人 MIYAZAKI C-DANCE CENTERとの協働事業。

講 師：村上三絃道

実 施 校：小林市立栗須小学校（全3回）

参加者数：延べ69名

□EHILAイベントスペース・コペルキッズの活用

親子や地域の方がゆっくりくつろいで過ごせる場として開放、また講座やコンサートに利用している。

開放日：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

・子育てネットワークみやざき（子育て支援団体会）：毎月1回

・子育て交流空間「トット」・街の小さな音楽会（会場として使用）

実施回数：5回

参加者数：延べ147名

・わざおきーず（演劇の稽古場として利用）

実施回数：17回

利用者数：延べ124名

・江平子安観音大祭（映写会会場として利用）

実 施 日：令和元年7月17日（水）、18日（木）

利用者数：延べ40名

その他、キッズ・アート・アカデミーの子ども劇団空風スマイルシアターの演劇練習会場として利用。

□ ご寄付を頂きました

- ・ Jトラストカード株式会社様
- ・ 株式会社日高本店様
- ・ 宮崎オーシャンライオンズクラブ様

□ 新型コロナウイルス感染症発生に関するご支援

- ・ 株式会社響様（児童クラブへペットボトルのお茶）
- ・ 阿萬リヨ子様（子育て中の保護者へ手作りのガーゼマスク）
- ・ 宮崎経済連様（児童クラブへ「花いっぱいプロジェクト」花束づくり体験）

□ 「キッズ・アート・アカデミー」基金

戸田勝様より頂きましたご寄付を元に、子どもたちの体験活動を実施するための基金として平成27年度に創設。

□ 連携団体

- ・ 宮崎県アシスト企業登録
- ・ 宮崎県未来みやざき子育て県民運動協議会登録
- ・ 宮崎県人権啓発推進協議会会員
- ・ NPO法人チャイルドラインみやざき会員
- ・ NPO法人宮崎文化本舗会員
- ・ NPO法人子どもとメディア会員
- ・ みやざき子ども未来ネットワーク会員
- ・ NPO法人宮崎県ボランティア協会会員
- ・ NPO法人NPOみやざき会員
- ・ 宮崎県地域づくりネットワーク協議会会員
- ・ 子どもの権利条約宮崎の会会員
- ・ 木城えほんの郷会員
- ・ みやざき森づくりボランティア協議会会員
- ・ 一般社団法人地域活性化センター会員
- ・ みやざきジュニア・オーケストラ後援会会員

2019年度(平成31年度) 活動計算書

平成31年4月1日～令和2年3月31日

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費	164,000	164,000	
2. 受取寄付金	442,298	442,298	
3. 受取委託金等	143,322,305	143,322,305	
4. 受取補助助成金等	2,927,636	2,927,636	
5. 事業収益	5,779,229	5,779,229	
6. その他収益	1,894,578	1,894,578	
			154,530,046
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費	92,577,652	92,577,652	
(2)その他経費	52,605,107	52,605,107	
事業費計		145,182,759	
2. 管理費			
(1)人件費	167,415	167,415	
(2)その他経費	3,487,579	3,487,579	
管理費計		3,654,994	
経常費用計			148,837,753
当期経常増減額			5,692,293
前期繰越正味財産額(前期繰越)			18,298,530
次期繰越正味財産額(次期繰越)			23,990,823

貸借対照表

特定非営利活動法人みやぎ子ども文化センター

令和2年3月31日現在

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	1,412,033		
普通預金	23,355,989		
立替金	1,018,858		
未収入金	6,134,320		
仮払消費税	4,292,700		
流動資産合計		36,213,900	
2. 固定資産			
(1)有形固定資産			
備品	15,778		
建物設備	496,231		
(2)無形固定資産			
敷金	720,150		
出資金	5,000		
固定資産合計		1,237,159	
資産合計			37,451,059
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	877,567		
未払金	11,680,486		
仮受金	2,183		
前受金	900,000		
流動負債合計		13,460,236	
負債合計			13,460,236
III 正味財産の部			
1. 繰越金残高			
前期繰越正味財産額		18,298,530	
当期正味財産増減額		5,692,293	
正味財産合計			23,990,823
負債及び正味財産合計			37,451,059

平成31年度 財産目録
(令和2年3月31日現在)

特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター

科 目・摘 要		金 額		
I 資産の部				
流動資産				
現金預金				
現金	現金手許有高	1,412,033		
普通預金	宮崎銀行 東宮崎支店	22,030,754		
	宮崎銀行 東宮崎支店	38,171		
	宮崎太陽銀行 アートセンター支店	140,656		
	宮崎銀行 橘通支店	156,871		
	郵便局	989,537		
立替金	宮崎県虐待を防止するための保護者支援学習会	498,100		
	宮崎県里親連合会	300		
	支え合いの地域づくりネットワーク保証金	440,000		
	駐車場敷金	70,650		
	託児保険他	9,808		
未収入金	子どもゆめ基金	371,424		
	みやざきアートセンター	4,430,373		
	児童クラブ加配分	748,523		
	児童クラブ追加委託契約分	584,000		
仮払消費税	中間申告	4,292,700		
	流動資産合計		36,213,900	
備品	プロジェクター・スクリーン・印刷機	15,778		
建物設備	電気工事	496,231		
敷金	江平ビル102・103・104・105号・倉庫及び駐車場敷金	720,150		
出資金	江平2丁目商店街	5,000		
	固定資産合計		1,237,159	
	資産合計			37,451,059
II 負債の部				
流動負債				
預り金	源泉所得税他	877,567		
未払金	みやざきアートセンター	108,080		
	3月分社会保険料他	1,380,576		
	3月分水道光熱費	47,960		
	3月分人件費	9,927,000		
	事業経費未払分	216,870		
仮受金	子育て応援フェスティバル募金	2,183		
前受金	キッズアートアカデミー基金	900,000		
	流動負債合計		13,460,236	
	負債合計			13,460,236
	差引正味財産			23,990,823

監査報告書

日 時 令和2年 5月14日 (木)
14:00~16:00

場 所 特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター
宮崎市江平西1丁目5番11号 江平ビル105号

添付書類 1. 総勘定元帳及び領収書
2. 預金通帳
3. 決算書
4. 事業報告書

監査の結果、適正に処理されていることを証明いたします。

監 事

森 一代 

黒岩 雄二 

V 2020年度（令和2年度） 基本方針・事業計画

1. 基本方針

子どもの権利条約第3条にある「子どもの最善の利益」及び31条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「子どもの文化」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体とのネットワークを広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) 地域に根差した活動を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。
- 4) SDGs「誰一人取り残さない社会」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指します。

(2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) 持続可能な17の目標のうち貧困、飢餓、保健、教育、ジェンダー、不平等、平和など)

事業実施に関する事項

《 参照 》 【特定非営利活動に関わる事業】 定款第5条

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業
- (5) 子育てに関する支援事業
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

2. 事業計画

実施期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

◆文化・芸術（音楽・演劇・ダンス・アート等）の企画運営

◆専門的な子どもの支援

◆様々な専門団体及び専門家との連携

設立20周年を契機に、これまでの蓄積をもとに新たな事業を生み出しみやぎ子ども文化センターとしての価値を作っていくことを大きな柱とする。

2-1. 指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業を「子どもの育ちや子育て支援」、「子どもの文化芸術の振興」などを重点に地域と協働しながら居場所づくりや体験事業の充実を図る。

【指定管理事業】

宮崎市田野児童センター・宮崎市きよたけ児童文化センター・みやざきアートセンターの指定管理者として行政と協働しながら地域との連携も視野に入れ充実した事業内容にする。

0歳から18歳までの子どもの安全な居場所づくりや体験活動の充実を図る。

- ・「宮崎市田野児童センター運営」
- ・「宮崎市きよたけ児童文化センター管理運営」
- ・「みやざきアートセンター運営」（NPO法人宮崎文化本舗との共同体 みやざき文化村）

【受託事業・補助事業】

国、宮崎県、宮崎市、財団等からの委託や補助事業について、協働しながらより良い事業の推進を図る。

- ・「宮崎市児童クラブ運営業務（江平、田野、コペルキッズ）」
- ・「宮崎市田野地域子育て支援センター事業」
- ・「宮崎市生き生き地域子育て活動応援事業 in 田野児童センター業務」
- ・「宮崎市ふるさと文化学習支援事業」
- ・「宮崎市小中学校芸術鑑賞派遣事業」
- ・「宮崎市夢創り人活性化事業」
- ・「宮崎県医師会女性医師保育支援サービスモデル事業」

子育て中の女性医師等が、急な残業や出張、子どもが病気の時（病気回復期）などに、安心して子どもを預けることができる一時的な預り保育のサポートを支援するもので、宮崎県医師会より委託を受け実施。

- ・「宮崎県里親普及促進センター運営業務」

里親普及促進センターの運営を通じて、社会的養護が必要な児童の養育について、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、里親のリクルート、研修、マッチング、里親家庭での養育への支援に至るまでの一貫した里親支援を総合的に実施する。

- ・「宮崎県保育士支援センター運営体制整備事業業務」

保育士不足を補うために、潜在保育士の掘り起こしや保育現場への再就職を支援する。

- ・「宮崎市子ども食堂ネットワーク応援業務」

（NPO法人みやざきママパパhappyとの共同体 支え合いの地域づくりネットワーク）

子どもたちの支援の入り口となる「子ども食堂」の取り組みを市内に広げるためのサポート、子どもの支援を行う専門家や関係団体等とのネットワークの構築、安心して子ども食堂の利用ができる環境の整備を行う。

〈新規〉・第35回国民文化祭・みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会「子どもと楽しむミュージック・デイ」実施運営業務

「第35回国民文化祭・みやざき2020」「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」フォーカスプログラム（子どもと楽しむミュージック・デイ）の実施運営。

- ・宮崎市：10月25日（日） ・宮崎大学医学部附属病院：10月30日（金） ・都城市：11月1日（日）

【助成事業】

- ・子どもゆめ基金（独立行政法人 国立青少年教育振興機構）申請
- ・「長期入院の子どもの心を癒す芸術との出会い事業 ホットアートプレゼント」
宮崎オーシャンライオンズクラブ助成、キッズ・アート・アカデミー基金
- ①「入院中の子どもや付添いの保護者のための体のほぐし」 月1回実施
- ②「長期入院中の子どものための読み聞かせとコンサート」 年2回実施

2-2. みやざき子ども文化センターの基本方針に基づき自主事業を行う。

【自主事業】

子どもたちが社会との接点を持ち、人との関わり合いの中で成長するために安全・安心な居場所をつくる。
さらに子どもたちが素晴らしい文化・芸術に触れる機会を創り、より豊かな心を育む事を目的とする。

・「キッズ・アート・アカデミー」

子どもたちの文化芸術体験活動として、ダンス、演劇、和太鼓、ものづくりなどを実施。

- ①「キッズ☆スター」（ダンス） 月2回
コンテンポラリーダンスを通して子どもたちの表現力を高める。
- ②「子ども劇団空風スマイルシアター」（演じる） 月2回
子どもたちの心と体を開放し、のびのびと自分を表現できる時間と場を提供。
- ③「アートドラムズ×ひなた」（和太鼓×ART） 月2回
和太鼓の可能性を広げ、新しいアートを子どもたちが主人公となり発信する。
- ④「ものづくり」 不定期
自由な発想で表現し作品を作り上げる場をつくる。

・子育て交流空間「トット」

アートの力で、子ども・子育て世代が多様な人とつながりを持つ場をつくる。

・「託児事業」

講演会、コンサート、サロン開催時等の子ども一時預かり事業。

・「赤ちゃんの駅事業」

乳幼児を抱える保護者が気軽におむつ替えや授乳ができる場所を登録し「子育てにやさしいまちづくり」を目指す。

・「鑑賞教室事業」

宮崎県内の小中学校へ舞台芸術、文化、表現活動に関する情報発信、普及をする。

- ・川南町立国光原中学校 6月17日（水）劇団こふく劇場
 - ・串間市立大東小学校、大平小学校（合同） 6月19日（金）チャルネイロ
 - ・宮崎市立東大宮小学校 11月27日（金）小さなオーケストラ SELE “K” TION
- #### ・「ざぶん賞2020」ざぶん賞実行委員会に参加

子どもの環境学習として「水」についての作文募集。

・「職場体験」

中学生、高校生、専門学校生、大学生、社会人のための職場体験。

2-3. 情報発信、情報収集の充実

- | | |
|---------------|------------------------|
| ・「ホームページ」 | 随時更新 |
| ・「ニュースリリース発行」 | 月1回 みやざき子ども文化センター発行 |
| ・「TANO こここ通信」 | 月1回 宮崎市田野児童センター発行 |
| ・「田野しい子育て通信」 | 月1回 宮崎市田野地域子育て支援センター発行 |
| ・「すずしろ」 | 月1回 宮崎市きよたけ児童文化センター発行 |

宮崎県、宮崎市、子育て支援センター、図書館、宮崎市民プラザ、社会福祉協議会、小児科等に配布。

2-4. 地域との連携事業

・「子育てネットワーク みやざき」事務局

22団体による月1回の例会で情報交換、交流会の実施及び「子育て講座」の開催。

- ・「未来みやざき子育て応援フェスティバル2020」の開催に向けて実行委員会を月1回実施
日 時：2020年11月7日（土）、8（日）（予定） 場 所：宮交シティ

・「宮崎県子どもをまもる地域ネットワーク育成事業」事務局

子ども虐待防止研修 県内の幼稚園、保育園、小中学校、高等学校、施設、自治会などで実施。

（年30回実施予定）

連携団体

- ・宮崎県アシスト企業登録
- ・宮崎県未来みやざき子育て県民運動協議会登録
- ・宮崎県人権啓発推進協議会会員
- ・NPO法人チャイルドラインみやざき会員
- ・NPO法人宮崎文化本舗会員
- ・NPO法人子どもとメディア会員
- ・みやざき子ども未来ネットワーク会員
- ・NPO法人宮崎県ボランティア協会会員
- ・宮崎県地域づくりネットワーク協議会会員
- ・宮崎ジュニア・オーケストラ後援会会員
- ・木城えほんの郷会員
- ・みやざき森づくりボランティア協会会員

2020年度 活動予算書
2020年4月1日～2021年3月31日

特定非営利活動法人みやぎ子ども文化センター

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費	150,000		
		200,000	
2. 受取寄付金	100,000		
		50,000	
3. 受取委託金等	133,622,200		
		133,622,200	
4. 受取補助助成金等	1,821,000		
		1,821,000	
5. 事業収益	2,490,000		
		2,490,000	
6. その他収益	1,000		
		1,000	
			138,184,200
科目	金額		
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	86,400,000		
	人件費計	86,400,000	
(2) その他経費	46,350,000		
	その他経費計	46,350,000	
	事業費計		132,750,000
2. 管理費			
(1) 人件費	300,000		
	人件費計	300,000	
(2) その他経費	4,400,000		
	その他経費計	4,400,000	
	管理費計		4,700,000
経常費用計			137,450,000
当期経常増減額			734,200
当期正味財産増減額			734,200
前期繰越正味財産額(前期繰越)			23,990,823
次期繰越正味財産額(次期繰越)			24,725,023

4. 2020年度（令和2年度） 役員

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター 役員・監事・顧問
2020年4月1日から2021年3月31日

【理事】

役 職 名		氏 名
理 事 会	代 表 理 事	片野坂 千鶴子
	理 事	石 田 達 也
		後 藤 幾 子
		後 藤 麻 夫
		根 岸 裕 孝
		新 名 典 忠
		長谷川 恵 子
		金 丸 二 夫
		土 田 浩

【監事・顧問】

役 職 名	氏 名
監 事	黒 岩 雄 二
	森 一 代
顧 問	清 川 輝 基
	井 上 優

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

みやざき子ども文化センターは子ども達の文化芸術への参加、市民としての社会参画の機会を拡げ、健やかな成長に寄与し、すべての子ども達が子どもとして、大人と共にのびやかで豊かに生きられる社会を目指し活動をすすめていきます。

子どもは母の胎内において、生命の歴史を繰り返して外界に生まれ出てきますが、人として成熟するには、さらに様々な経験を必要とします。子どもたちは大人から注がれる愛情をいっぱい浴びながら、多くの仲間とのあそびや、美しい自然や真の芸術にふれ、喜びや感動を体験することで、豊かな感性を育み、人間として生きる力を獲得していきます。このことは1994年に我が国が批准した国際条約「子どもの権利に関する条約」に謳われています。

しかし、60年代の高度経済成長期以降、環境破壊が進み、心身ともに発達途上にある子どもに必要な空間をはじめ、多くのものが奪われてきているのが現状です。また、文化面においても、利益優先の児童文化の氾濫とメディア情報は、地域社会における子どもの生活文化を崩壊させました。子ども達は仲間と過ごす自由な時間を失うなど、多大なリスクを負わされています。これらはすでに、子ども達の心身の歪みとなって表面化し、大きな社会問題となってきています。この状況を改善していくには、大人自身が変わらなければなりません。

子ども劇場はこのことにいち早く気づき、33年前福岡で活動をはじめました。宮崎にも1976年にみやざきおやこ劇場として発足しました。当初より、子ども達の健全な発達を保障する環境づくりを目指し、芸術文化との出会いや様々な生活体験が不可欠であると考え、地域に根ざした自主的な活動やネットワークづくりをすすめてきました。こうした子ども劇場の理念が21世紀を目前に、ようやく社会の共通認識になろうとしています。

そして1998年12月に施行された特定非営利活動促進法（NPO法）により市民活動が社会的に位置づけられ、25周年を迎えようとする私達におおきな希望と勇気をもたらしました。今、これまでの蓄積された経験をもって、新たな段階へと踏み出します。

私達は子ども劇場おやこ劇場をはじめとする諸団体とともに、活動をさらに推進し、子どもの成長に寄与することを目的に、特定非営利活動法人「みやざき子ども文化センター」を設立します。未来を担う子ども達の夢を実現するために、私達大人自身が夢を持って生き、たった一度しかない「子ども時代」を、子ども自身にとって価値があり、輝きある時代となることを願い、活動をすすめていきます。

2 申請に至るまでの経過

2000年3月29日 特定非営利活動法人設立準備室発足

2000年6月24日 特定非営利活動法人設立総会

2000年6月24日

特定非営利活動法人の名称

みやざき子ども文化センター

宮崎市大和町48第3都成ハイツ315号

設立者氏名 川崎 わか子

特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター定款

第1章 総則

【名称】

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みやざき子ども文化センターといたします。

【事務所】

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎市に置きます。

【目的】

第3条 この法人は、「子どもの育ち」や「子どもの文化」に関心を持つ市民や諸団体と連携・交流・支援を図りながら、子どもの健やかな成長に寄与し地域で子育てをするための環境整備に努め、子どもたちの体験を重視しながら文化芸術への参加・社会参画の機会を拡げます。また、子どもの育ちを支援するため職業紹介事業を進めます。

【特定非営利活動の種類】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動。
- (2) 文化・芸術の振興を図る活動。
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- (4) 社会教育の推進を図る活動。
- (5) まちづくりの推進を図る活動。
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

【特定非営利活動に係る事業】

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業。
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業。
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業。
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業。
- (5) 子育てに関する支援事業。
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり。
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業。

第2章 会員

【種別】

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進するために入会した個人又は団体。
- (2) 支援会員 この法人の目的に賛同し、支援するために入会した個人又は団体・企業。

【入会】

第7条 正会員または支援会員は、次に掲げる条件を備えるものとします。

- (1) 正会員の条件
 - ① 子ども・文化に関わる活動を継続的に行う個人又は団体。
 - ② この法人の設立の趣旨及び定款に反しない個人又は団体。
 - (2) 支援会員の条件
 - ① この法人の継続的な支援を行う意志のある個人又は団体・企業。
 - ② この法人の設立の趣旨及び定款に反しない個人又は団体・企業。
- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申し込み書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは正当な理由がない限り、入会を認めるものとします。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にそ

の旨を通知するものとします。

【会費】

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入するものとします。

【会員の資格の喪失】

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体・企業が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

【退会】

第10条 正会員は、代表理事が別に定める退会届を、代表理事に提出して任意に退会することができます。

【除名】

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるものとします。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

【抛出品品の不返還】

第12条 既納の会費及びその他の抛出品品は、返還しないものとします。

第3章 役員及び顧問

【種別及び定数】

第13条 この法人に、次の役員を置きます。

- (1) 理事 5人以上20人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人ないし3人を代表理事、若干名を常任理事とします。

【選任等】

第14条 理事及び監事は、総会において選任します。

- 2 代表理事は、理事の互選により定めます。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこととします。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができないものとします。

【職務】

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括します。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。
- 3 代表理事・常任理事は常任理事会を構成し、理事会の議決と常任理事会の協議に基づき、この法人の業務の執行を日常的に統括します。
- 4 事務局長は理事会の議決と常任理事会の協議に基づき、事務局の業務を統括します。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行います。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

【任期等】

第16条 役員は、2年とします。ただし、再任は妨げないものとします。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存

期間とします。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うこととします。

【欠員補充】

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充します。

【解任】

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるものとします。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

【報酬等】

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができます。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。
- 3 前 2 号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

【顧問及び相談役】

第 20 条 この法人に顧問及び相談役を置くことができます。

- 2 顧問及び相談役は、代表理事が理事会の議決を経て委嘱します。
- 3 顧問及び相談役に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定めます。

第 4 章 事務局

【事務局】

第 21 条 この法人に、事務局を置きます。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置きます。
- 3 事務局長は、代表理事が理事会の議決を経て常任理事の中から任免するものとします。その他の職員は、代表理事が任免します。

第 5 章 総会

【種類及び構成】

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とします。

- 2 総会は正会員をもって構成します。

【権能】

第 23 条 総会は、以下の事項について議決します。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

【開催】

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催します。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から召集があったとき。

【召集】

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が召集します。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して

30日以内に臨時総会を招集しなければならないものとします。

3 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに召集の通知を発信することとします。

【議長】

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

【定足数】

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができないものとします。

【議決】

第28条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとします。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しません。

2 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではありません。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることはできません。

【書面表決等】

第29条 各正会員の表決権は、一人（一団体）一票とします。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

3 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければなりません。

4 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第27条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなします。

【議事録】

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとします。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長及びその会議において選任された2名以上の議事録署名人が署名することとします。

第6章 理事会

【構成】

第31条 理事会は、理事をもって構成します。

【権能】

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決します。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

【開催】

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

【召集】

第34条 理事会は、代表理事が召集します。

2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に理事会を招集することとします。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに召集の通知を発信することとします。

【議長】

第35条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名したものがこれにあたります。

【定足数】

第36条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開催することができません。

【議決】

第37条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとします。

2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではないものとします。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることはできません。

【書面表決等】

第38条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができます。

2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第36条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなします。

【議事録】

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとします。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほかその会議において選任された2名以上の議事録署名人が署名することとします。

第7章 資産及び会計

【資産の構成】

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

【資産の管理】

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

【会計の原則】

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとします。

【事業計画及び予算】

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経ることとします。

【暫定予算】

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができます。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなします。

【臨機の措置】

第 45 条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならないこととします。

【事業報告及び決算】

第 46 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならないこととします。

【剰余金の処分】

第 47 条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

【事業年度】

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

【定款の変更】

第 49 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければなりません。

2 前項の規定に関わらず、法第 25 条第 3 項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届けるものとします

【解散】

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得るものとします。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

【清算人の選任】

第 51 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く）は、代表理事が清算人となります。

【残余財産の帰属】

第 52 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く）に存する残余財産は総会において正会員の過半数の議決を経て、特定非営利活動法人に譲渡するものとします。

【合併】

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければなりません。

第 9 章 公告の方法

【公告の方法】

第 54 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示して行います。

第 10 章 雑則

【細則】

第 55 条 この定款の施行についての必要な細則は、代表理事が理事会の議決を経てこれを定めます。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行します。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず成立の日から平成14年5月31日までとします。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによります。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとします。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。
 - (1) 個人正会員 年会費1口 10,000円
団体正会員 年会費1口 10,000円
 - (2) 個人支援会員 年会費1口 3,000円
団体支援会員 年会費1口 10,000円
企業支援会員 年会費1口 30,000円
- 6 平成18年5月27日、平成18年度通常総会にて第3条を改正
- 7 平成21年5月26日、平成21年度通常総会にて第3条を改正
- 8 平成24年5月28日、平成24年度通常総会にて一部を改正
- 9 平成29年5月26日、平成29年度通常総会にて第54条を改正
- 10 平成30年5月25日、平成30年度通常総会にて第3条を改正

これは、当法人の定款である。

宮崎県宮崎市江平西1丁目5番11号105号

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

代表理事 片野坂 千鶴子

◆特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

〒880-0051 宮崎市江平西1丁目5番11号 江平ビル105

TEL : 0985-61-7590 FAX : 0985-61-3635

HP : <http://www.kodomo-bunka.org/> E-mail : center@kodomo-bunka.org